

待機児童解消に向けた緊急対策の実施について

区では、これまで、民間保育事業所の誘致などにより保育定員の拡大を図り、待機児童の解消に努めてきたところであるが、平成 29 年度当初の待機児童数は 375 人と昨年度同時期と比べ約 120 人増加しており、平成 30 年 4 月時点における待機児童の解消が急務となっている。

現在のところ、今年度約 1,300 人の保育定員拡大の目標に対し、半数に満たない民間保育所の誘致に留まっており、待機児童解消に向けて、さらに取組みを強化していく必要があることから、緊急対策本部を設置し、保育定員の早急な確保に取り組むための緊急対策を下記のとおり実施する。

記

1 緊急対策の主な内容

- (1) 区有施設の暫定活用による保育所の整備
- (2) 公有地活用による保育所の整備
- (3) 保育事業者への働きかけの強化及び認可事務の迅速化による早期開設園の拡大
- (4) 空き家調査結果の活用や不動産業界・金融機関等への協力依頼に基づく保育所新設用地等の掘り起し・土地等所有者と事業者のマッチング強化
- (5) 大規模マンションや再開発、まちづくりとの連動による保育所の誘致

2 緊急対策本部の設置

(1) 組織

区長を本部長とし、緊急対策を進めるための進行調整、民間保育所誘致、民間保育所新設用地等の確保、区有施設活用推進、区立園民営化推進の各担当に副参事を配置した本部組織を設置

(2) 設置期間

平成 29 年 8 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで

3 その他

概ね週 1 回本部会議を開催し、進捗状況を確認のうえ、最も効果的な対策を講じていく。また、適宜、区議会等に対策の進捗状況等について報告を行う。